

『タクト奨学金（2022年度）』 募集要項

2022年8月吉日

公益財団法人公益推進協会

1. 目的

この「タクト奨学金（以下、奨学金）」は、税理士法人タクトコンサルティング※の寄付を活用して、次世代を担う税理士・公認会計士等会計専門職における人材の育成を図るため、向上心がありながらも経済的に支援が必要である有能な若者へ、専門学校等に支払う資格取得資金を給付することで奨学援護を行い、会計・税務業界に有為な人材を育成することを目的とします。

なお、この奨学金は返済の義務はなく、将来の就職等についても何等の義務もないことといたします。また、他の奨学金制度との併用も可能です。

※税理士法人タクトコンサルティング 企業概要

タクトコンサルティングは創業以来、一貫して資産の移転・承継・活用に係る税務＝資産税の分野を専門とし、決断と実行を提供しているコンサルティング会社です。個人の相続・贈与、譲渡、事業承継、資産の活用、法人の資本政策、組織再編成、M&A、さらに信託や社団・財団の活用等の業務に特化し、スタッフ全員が資産税のプロです。

税理士・公認会計士の専門家集団として、個人・法人を問わず法令を遵守したサービスを提供することは勿論のこと、税務・会計の領域を基盤として、現状分析、問題点の抽出、解決手法の立案・実行という一貫した総合的コンサルティング業務を提供しています。

税理士法人タクトコンサルティングHP <http://www.tactnet.com>

2. 応募資格

税理士資格または公認会計士資格の取得に専念し向学心に燃えているが、経済上の理由【世帯年収・・・給与所得者700万円以内（収入金額）・給与所得者以外350万円以内（所得金額） また、両親のいずれかが会社経営者の方は対象外】のため資格取得の勉強継続が困難であり、奨学援護を希望する者（年齢は25歳までとし、学生又は就労していないこと）とし、かつ下記条件（①又は②）を満たす者とします。

- ①税理士試験2科目以上合格していること
- ②公認会計士試験を1回以上受験したことがあること

3. 応募（郵送のみ）・選考方法

募集期間：2022年9月1日～2022年12月19日（当日消印有効）

(1) 2022年度 タクト奨学金願書

※願書は、当財団ホームページ（<https://kosuikyo.com/>）よりダウンロードし、必要事項を記入してください。

(2) 作文

「なぜ税理士や公認会計士になりたいと思ったのか、どのような社会人になりたいか」
800文字以内。様式は自由とし、自筆又はパソコンで作成

(3) 試験成績証明書（コピー）

- ・税理士資格を目指す者は2科目合格していることを証明する書類として、
→税理士試験等結果通知書のコピー
- ・公認会計士資格を目指す者は、受験した際の成績を証明する書類として、
 - 1) 短答式試験の受験証明→公認会計士試験受験管理者ファイルのコピー
 - 2) 論文式試験の受験証明→公認会計士試験論文式試験成績通知書のコピーを提出するものとする。（短答式試験合格通知書の提出は不可）

※上記2)の公認会計士試験論文式試験成績通知書のコピーを提出できる方は、上記1)の会計士試験受験管理者ファイルの提出は不要です。

但し、上記1)短答式試験の受験証明を願書に添付された方は、その後、2022年8月の論文式試験を受験された場合に限り、論文式試験成績通知書も選考時の参考資料としますので後日通知書のコピーを郵送していただきます。

(4) 身元を証明するもの

学生は学生証、大学生以外は健康保険証又は運転免許証のコピー

(5) 同一世帯の所得を証明する書類・・・例：給与所得者は直近の源泉徴収票、給与所得者以外は税務署又は地方公共団体による直近の所得を証明するもの（税務署の收受印のある確定申告書（控）のコピーも可）等。

※応募関係書類（添付書類を含む）は返却いたしません。

4. 採用人数

2022年度の奨学生は7名程度とします。

5. 支給期間・支給額

年額20万円を支給します

6. 受験結果報告

合否問わず、試験の結果を報告してください。

7. 授与式

2023年3月22日18時より税理士法人タクトコンサルティング本社にて授与式を行います。

（採用決定者の方は全員ご出席願います。当日会場までの往復交通費は支給予定です）

また、現時点では対面形式を予定しておりますが、コロナ禍による社会情勢や遠方からの移動負担も考慮しつつ一部または全面WEB形式を取り入れる可能性がございます。

□申請書及び証明書関係の資料郵送先

〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル2階
(公財) 公益推進協会 タクト奨学金 事務局

□選考方法及び通知

選考(書類選考)・・・上記2. 3における応募条件及び応募書類を総合的に判断します。
当財団の選考委員会において厳正に選考し、常任理事会で奨学生を決定します。
そして、2023年1月下旬を目処に申請者に対し、採否を文書で通知します。

□奨学金の交付

奨学生決定通知後、税理士法人タクトコンサルティング本社にて奨学生証書授与式を行います。
その際に、奨学金支給決定者に振込先を記入する用紙を渡し、その用紙が授業料等の振込を証明するものと合わせて当財団に返送され次第、指定先口座に奨学金20万円を一括で振り込みます。但し、振込手数料を差引いた額とします。

この奨学金に対する問い合わせ先

〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル2階

公益財団法人公益推進協会 タクト奨学金事務局

TEL 03-5425-4201 FAX 03-5425-4204

E-mail : info@kosuikyo.com

なお、問い合わせの対応時間は平日の10:00～18:00までとします。